

7 子どもの居場所づくり支援事業

子どもや子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりのため、18歳までを対象とした居場所づくり等の活動に助成します。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会
市民活動団体（NPO法人含む）、企業、学生により構成される団体 など

(2) 内容

18歳までを対象とした居場所づくり等の活動

例：子ども食堂、学習支援、居場所 など

子ども食堂・・・子ども等を対象に食事や弁当を提供する活動

学習支援・・・宿題や自立学習を支援する場、機会を提供する活動

(3) 助成条件

① 月1回以上、定期的に開催すること。ただし、中央区以外の区で実施する場合の開催は助成の対象外とする。

◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）

② ボランティア行事用保険等の保険に加入すること

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 運営助成 助成額の上限 — ひと月3,000円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は36,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請月から年度内実施月数×3,000円が助成額上限となります。

③ 立ち上げ助成 助成額の上限 — 年度内20,000円まで

◆新規で活動を立ち上げる際に活用いただけます。詳細はお問い合わせください。